

3 仕事と家庭の両立支援の取組

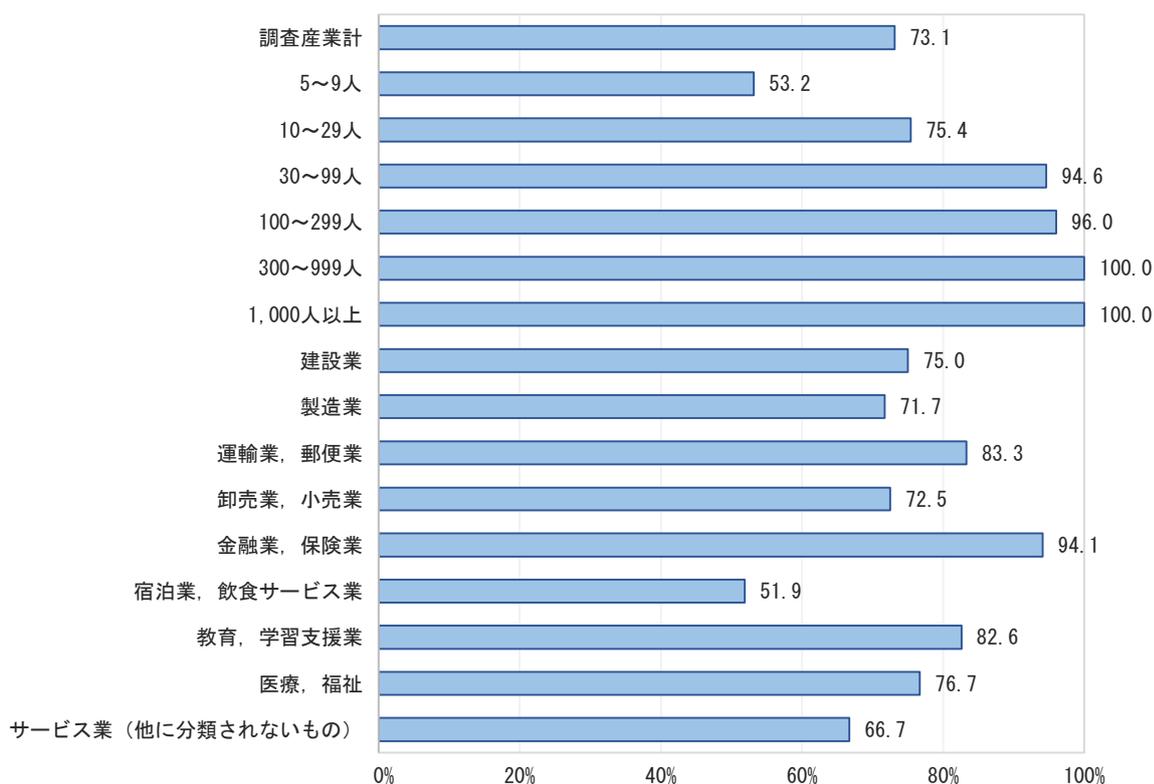
(1) 育児休業制度の規定

① 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は全体で73.1%となっており、規模が大きい事業所ほど「規定している」割合が高くなっている。

また、産業別にみると金融業、保険業の94.1%が最も高くなっている。一方で、宿泊業、飲食サービス業は51.9%となっており、全体の73.1%と比較すると最も差が大きくなっている。(図19)

図19 育児休業制度の規定状況



※企業規模 300人~999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②育児休業の期間

育児休業の期間は、「1歳以上2歳未満」が36.8%で最も高く、次いで、「1歳未満」が24.6%、「2歳以上3歳未満」が9.8%となっている。一方で、「育児休業の規定なし」の事業所が26.7%となっている。(表1)

表1 育児休業の期間

区分	計	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上	育児休業の 規定なし	無回答・不明
調査産業計	100.0 (468)	24.6 (115)	36.8 (172)	9.8 (46)	1.9 (9)	26.7 (125)	0.2 (1)
5～9人	100.0 (158)	22.8 (36)	17.7 (28)	10.8 (17)	1.9 (3)	46.8 (74)	0.0 (0)
10～29人	100.0 (187)	22.5 (42)	42.8 (80)	8.6 (16)	1.6 (3)	24.6 (46)	0.0 (0)
30～99人	100.0 (93)	32.3 (30)	51.6 (48)	7.5 (7)	3.2 (3)	5.4 (5)	0.0 (0)
100～299人	100.0 (25)	24.0 (6)	48.0 (12)	24.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.0 (1)
300～999人	100.0 (3)	0.0 (0)	100.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (2)	50.0 (1)	50.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
建設業	100.0 (28)	46.4 (13)	28.6 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)	25.0 (7)	0.0 (0)
製造業	100.0 (60)	26.7 (16)	36.7 (22)	8.3 (5)	0.0 (0)	28.3 (17)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (18)	0.0 (0)	33.3 (6)	50.0 (9)	0.0 (0)	16.7 (3)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (80)	22.5 (18)	35.0 (28)	10.0 (8)	5.0 (4)	27.5 (22)	0.0 (0)
金融業、保険業	100.0 (17)	17.6 (3)	47.1 (8)	29.4 (5)	0.0 (0)	5.9 (1)	0.0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (27)	18.5 (5)	25.9 (7)	7.4 (2)	0.0 (0)	48.1 (13)	0.0 (0)
教育、学習支援業	100.0 (23)	17.4 (4)	34.8 (8)	17.4 (4)	13.0 (3)	17.4 (4)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (133)	31.6 (42)	40.6 (54)	3.0 (4)	1.5 (2)	22.6 (30)	0.8 (1)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0 (48)	16.7 (8)	43.8 (21)	6.3 (3)	0.0 (0)	33.3 (16)	0.0 (0)

※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

(2) 育児休業制度の利用状況

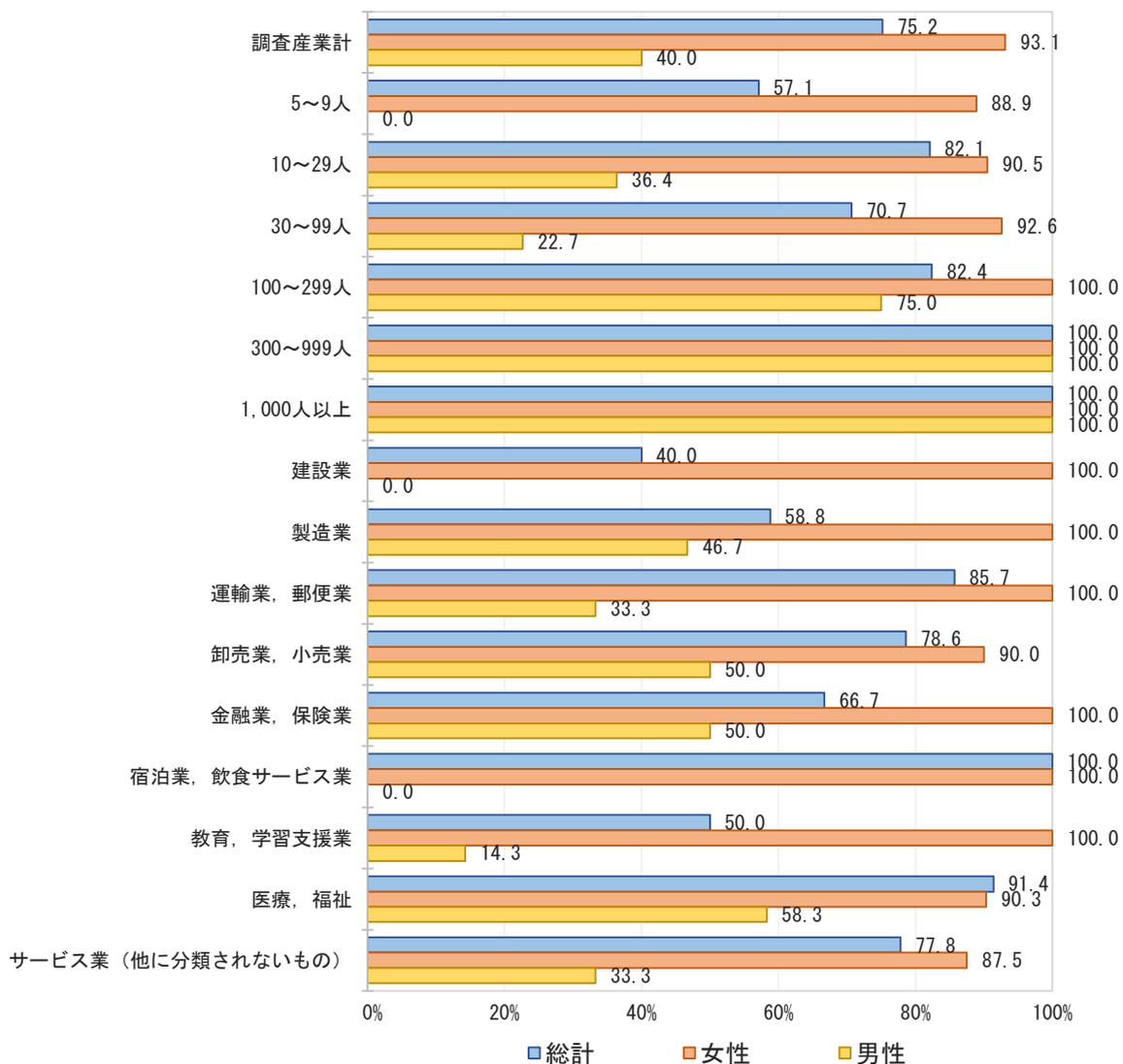
①育児休業者の有無別事業所割合（全体）

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間に、在職中に出産した者（配偶者含む）が育児休業を取得した事業所の割合は75.2%（女性93.1%、男性40.0%）となっている。

規模別にみると、300人以上においては男女とも100%取得しており、次いで100～299人が82.4%（女性100%、男性75.0%）となっている。

産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が100%（女性100%、男性0%）となっており、次いで医療、福祉が91.4%（女性90.3%、男性58.3%）となっている（図20）

図20 育児休業者の有無別事業所割合（全体）



※企業規模300人～999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②育児休業者の有無別事業所割合（有期契約労働者）

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間に出産者がいた事業所のうち、制度の対象となる有期契約労働者（配偶者含む）がいた事業所は21.9%（女性26.4%、男性14.5%）であった。また、そのうち育児休業を取得した者がいた事業所の割合は78.3%（女性84.2%、男性50.0%）となっている。（表2）

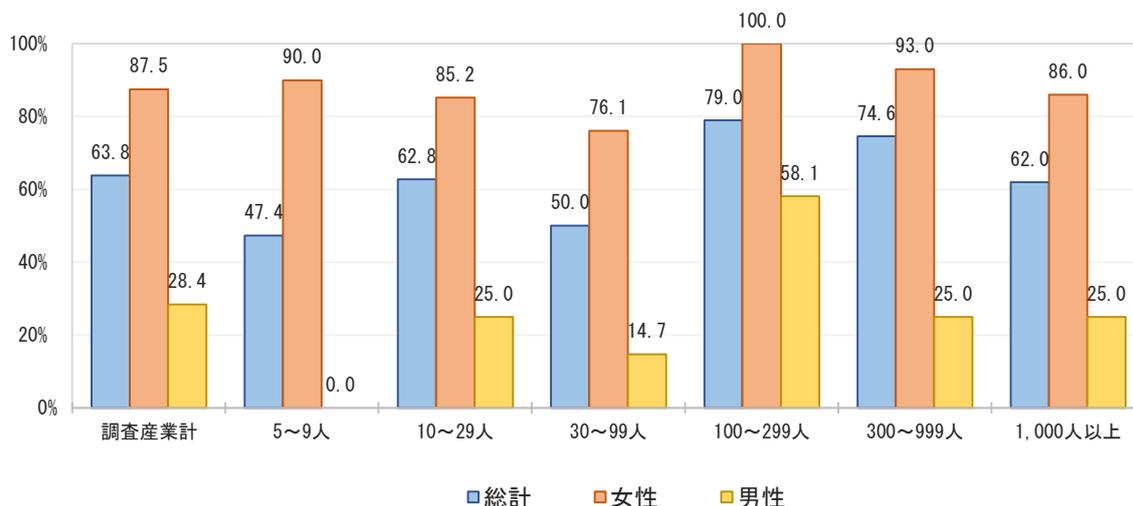
表2 育児休業者の有無別事業所割合（有期契約労働者）

区分	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所計	%（件数）	
			育児休業者あり	育児休業者なし
総計	100.0（105）	21.9（23）	17.1（18）	4.8（5）
女性	100.0（72）	26.4（19）	22.2（16）	4.2（3）
男性	100.0（55）	14.6（8）	7.3（4）	7.3（4）

③育児休業の取得状況

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間において、在職中に出産した者（配偶者含む）の育児休業の取得状況（全体）は63.8%（女性87.5%、男性28.4%）となっている。（図21）

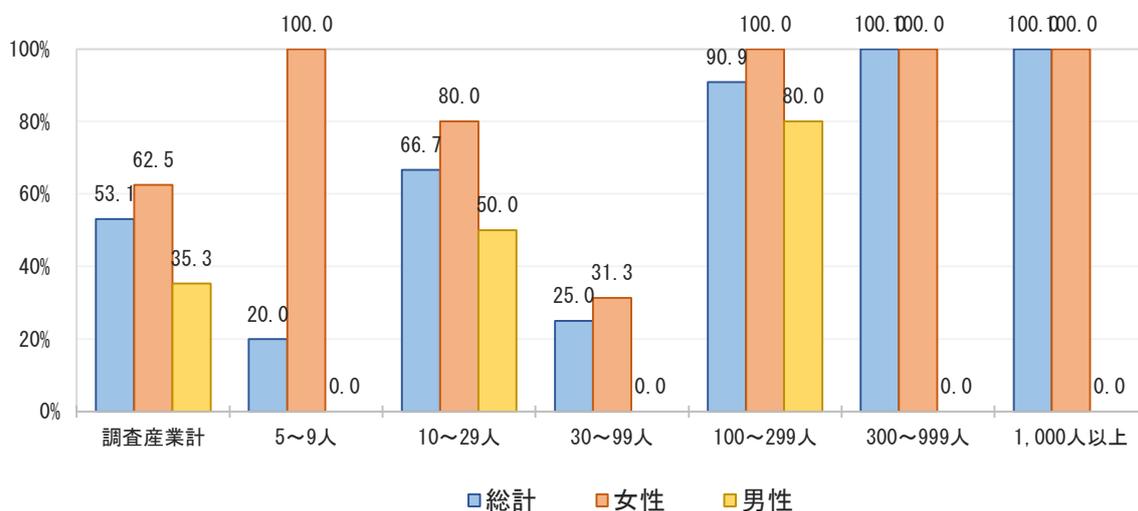
図21 育児休業の取得状況（全体）



※企業規模300人～999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

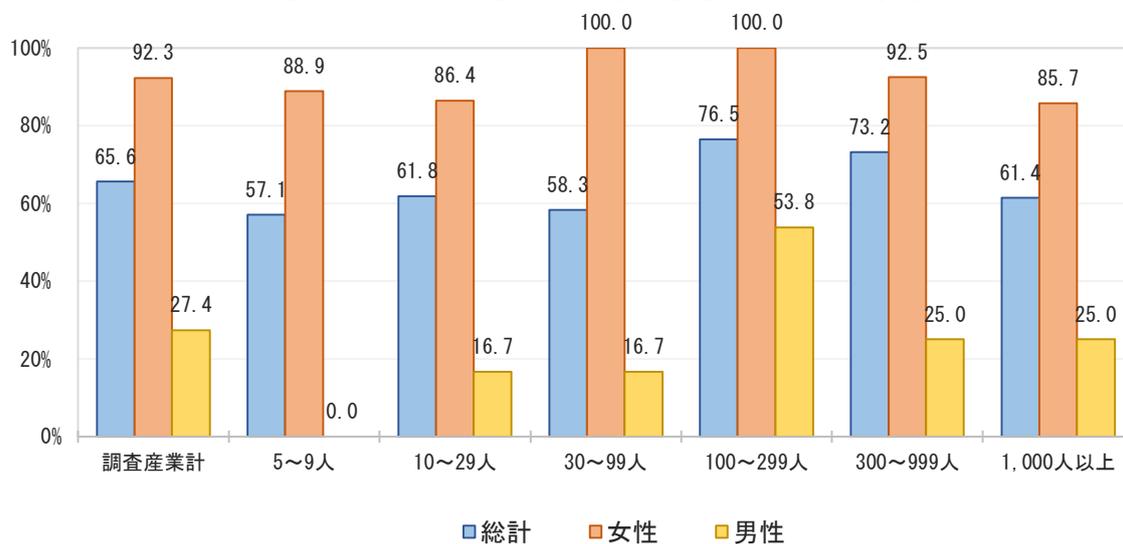
育児休業の取得状況（有期契約労働者）は53.1%（女性62.5%、男性35.3%）となっており、育児休業の取得状況（有期契約労働者を除いた労働者）は65.6%（女性92.3%、男性27.4%）となっている。（図22・23）

図22 育児休業の取得状況（有期契約労働者）



※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

図23 育児休業の取得状況（有期契約労働者を除いた労働者）



※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

(3) 育児休業制度に関する令和元年度から令和5年度調査の経年比較

育児休業制度に関する各調査を令和元年度から令和5年度を経年比較すると、概ね全項目について割合が増加している。特に男性の取得割合が増加している。(図24・25)

図24 育児休業者の有無別事業所割合(全体)
令和元年度から令和5年度調査経年比較

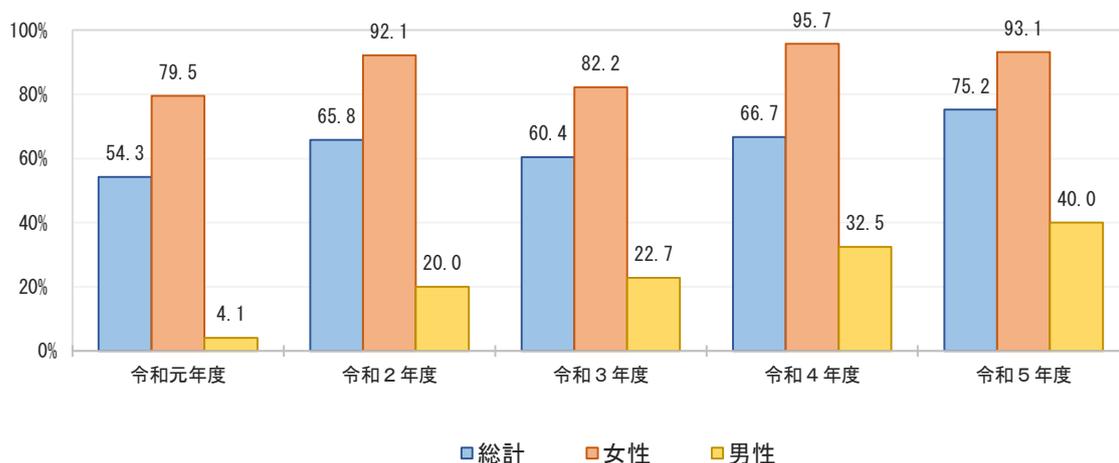
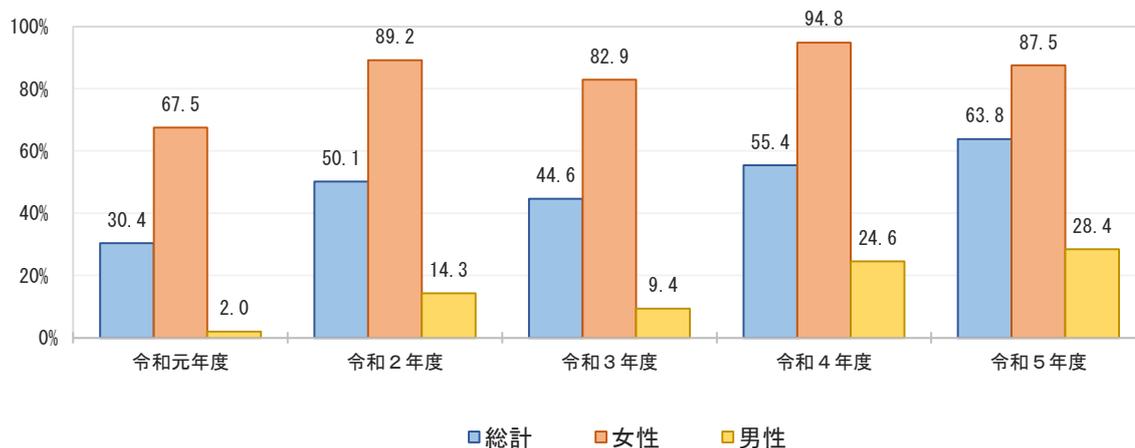


図25 育児休業の取得状況(全体)
令和元年度から令和5年度調査経年比較

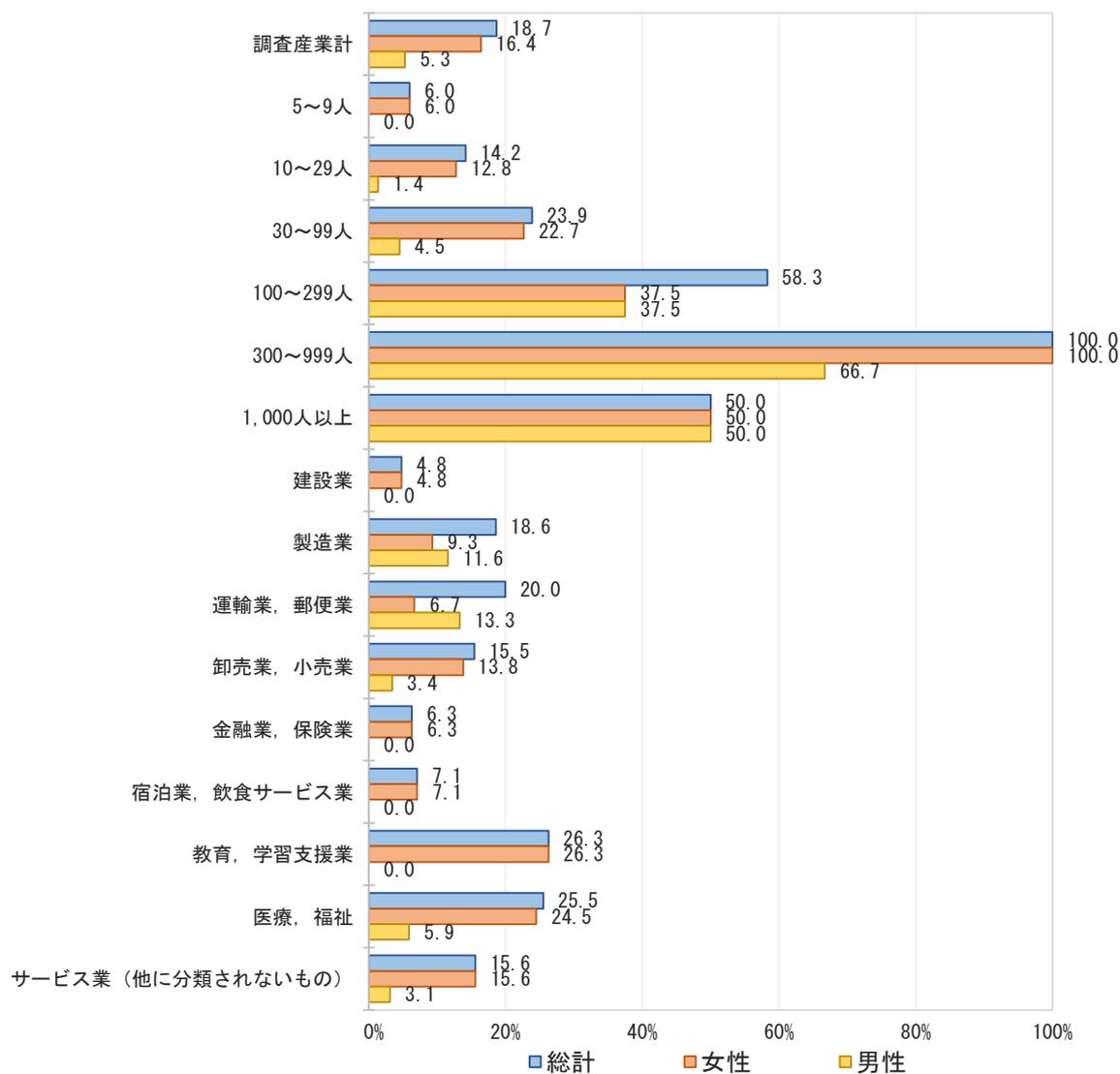


(4) 復職・退職した育児休業者

①復職した育児休業者がいた事業所割合

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間に、復職した育児休業者がいた事業所の割合は18.7%（女性16.4%、男性5.3%）となっている。（図26）

図26 復職した育児休業者がいた事業所割合



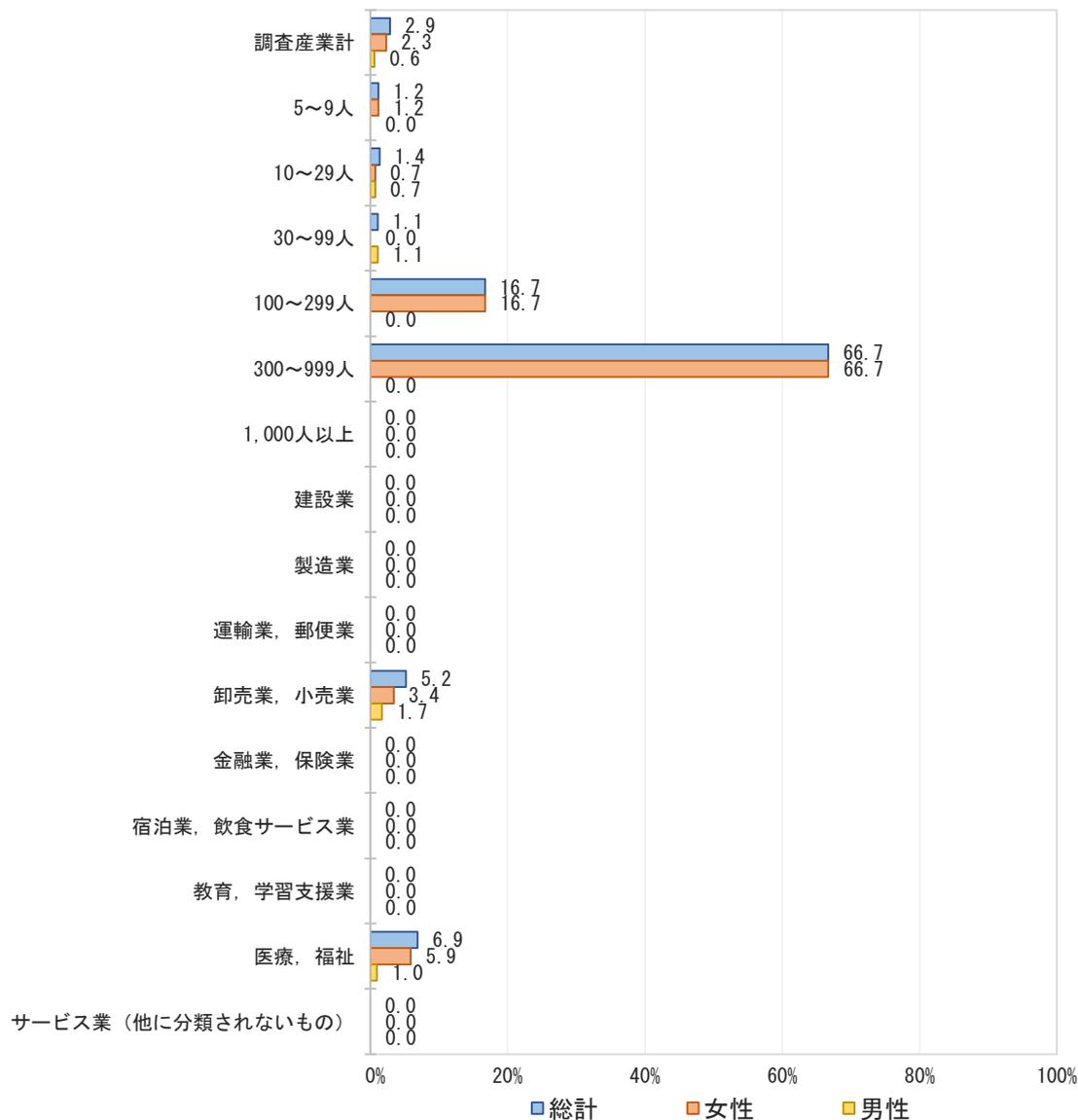
※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②退職した育児休業者がいた事業所割合

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間に、退職した育児休業者がいた事業所の割合は2.9%となっている。女性は2.3%、男性は0.6%となっている。(図27)

図27 退職した育児休業者がいた事業所割合



※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

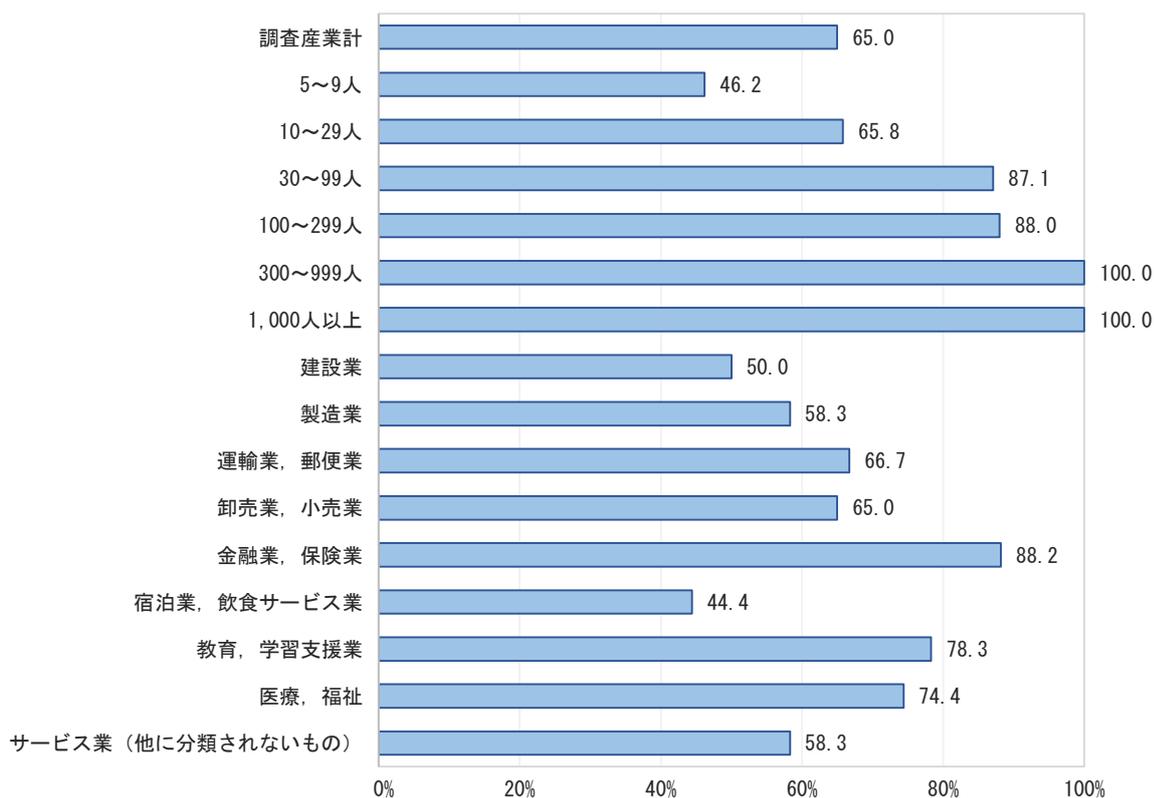
(5) 育児を支援するための措置

①育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況

育児を支援するための所定労働時間の短縮措置等の制度を導入している事業所の割合は 65.0% となっている。

規模別にみると 300 人以上は 100% と最も高く、次いで 100 人～299 人が 88.0% となっている。また、産業別にみると、金融業、保険業が 88.2% と最も高くなっている。(図 28)

図 28 育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況



※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②育児のための勤務時間短縮等の措置の期間

育児を支援するための制度がある事業所において、制度を利用できる期間については、「3歳未満」が24.4%で最も高く、次いで、「小学校就学の始期に達するまで」が14.1%、「小学校卒業以降も利用可能」が10.7%となっている。(表3)

表3 育児のための勤務時間短縮等の措置の期間

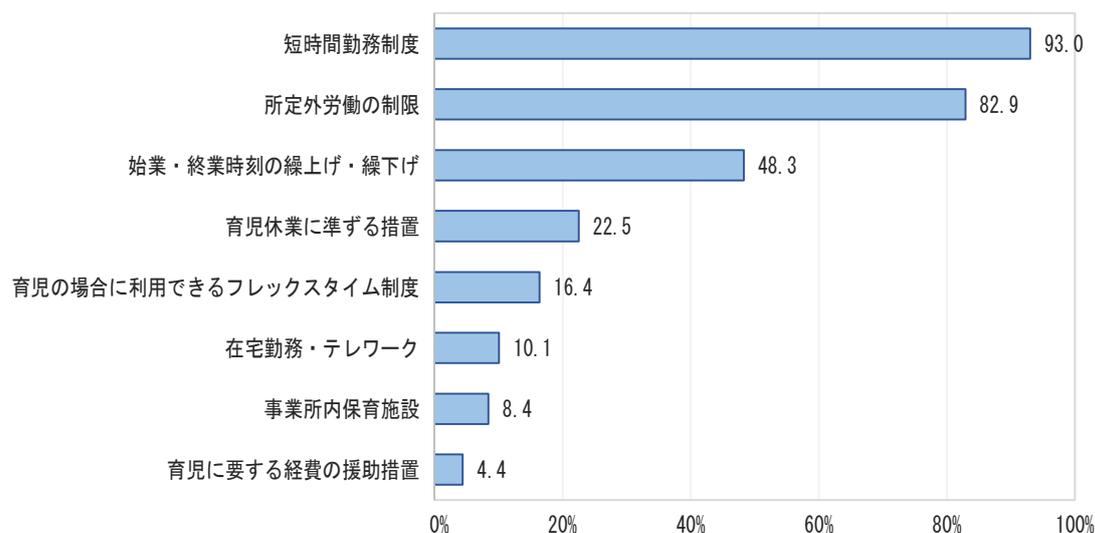
	計	制度あり	最長利用期間						制度なし	無回答・不明
			3歳未満	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生	小学校4年生～小学校卒業	小学校卒業以降も利用可能		
			調査産業計	100.0 (468)	65.0 (304)	24.4 (114)	6.2 (29)	14.1 (66)		
5～9人	100.0 (158)	46.2 (73)	15.2 (24)	3.8 (6)	5.7 (9)	5.1 (8)	3.2 (5)	10.8 (17)	35.4 (56)	18.4 (29)
10～29人	100.0 (187)	65.8 (123)	27.3 (51)	7.5 (14)	12.3 (23)	3.7 (7)	4.3 (8)	10.2 (19)	23.0 (43)	11.2 (21)
30～99人	100.0 (93)	87.1 (81)	37.6 (35)	8.6 (8)	21.5 (20)	4.3 (4)	2.2 (2)	11.8 (11)	10.8 (10)	2.2 (2)
100～299人	100.0 (25)	88.0 (22)	12.0 (3)	0.0 (0)	48.0 (12)	8.0 (2)	8.0 (2)	12.0 (3)	8.0 (2)	4.0 (1)
300～999人	100.0 (3)	100.0 (3)	33.3 (1)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (2)	100.0 (2)	0.0 (0)	50.0 (1)	50.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
建設業	100.0 (28)	50.0 (14)	25.0 (7)	10.7 (3)	7.1 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	7.1 (2)	35.7 (10)	14.3 (4)
製造業	100.0 (60)	58.3 (35)	23.3 (14)	5.0 (3)	13.3 (8)	1.7 (1)	3.3 (2)	11.7 (7)	31.7 (19)	10.0 (6)
運輸業、郵便業	100.0 (18)	66.7 (12)	33.3 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.1 (2)	11.1 (2)	5.6 (1)	16.7 (3)	16.7 (3)
卸売業、小売業	100.0 (80)	65.0 (52)	15.0 (12)	5.0 (4)	13.8 (11)	5.0 (4)	10.0 (8)	16.3 (13)	20.0 (16)	15.0 (12)
金融業、保険業	100.0 (17)	88.2 (15)	23.5 (4)	5.9 (1)	11.8 (2)	17.6 (3)	11.8 (2)	17.6 (3)	5.9 (1)	5.9 (1)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (27)	44.4 (12)	18.5 (5)	3.7 (1)	11.1 (3)	7.4 (2)	0.0 (0)	3.7 (1)	33.3 (9)	22.2 (6)
教育、学習支援業	100.0 (23)	78.3 (18)	17.4 (4)	8.7 (2)	34.8 (8)	8.7 (2)	0.0 (0)	8.7 (2)	8.7 (2)	13.0 (3)
医療、福祉	100.0 (133)	74.4 (99)	34.6 (46)	8.3 (11)	15.8 (21)	1.5 (2)	1.5 (2)	11.3 (15)	18.0 (24)	7.5 (10)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0 (48)	58.3 (28)	25.0 (12)	4.2 (2)	16.7 (8)	0.0 (0)	2.1 (1)	6.3 (3)	35.4 (17)	6.3 (3)

※企業規模 300人～999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

また、育児のための各種制度の導入内容をみると、「短時間勤務制度」が93.0%と最も高く、次いで、「所定外労働の制限」が82.9%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が48.3%の順となっている。(図29)

図29 育児を支援するための内容別措置（複数回答）



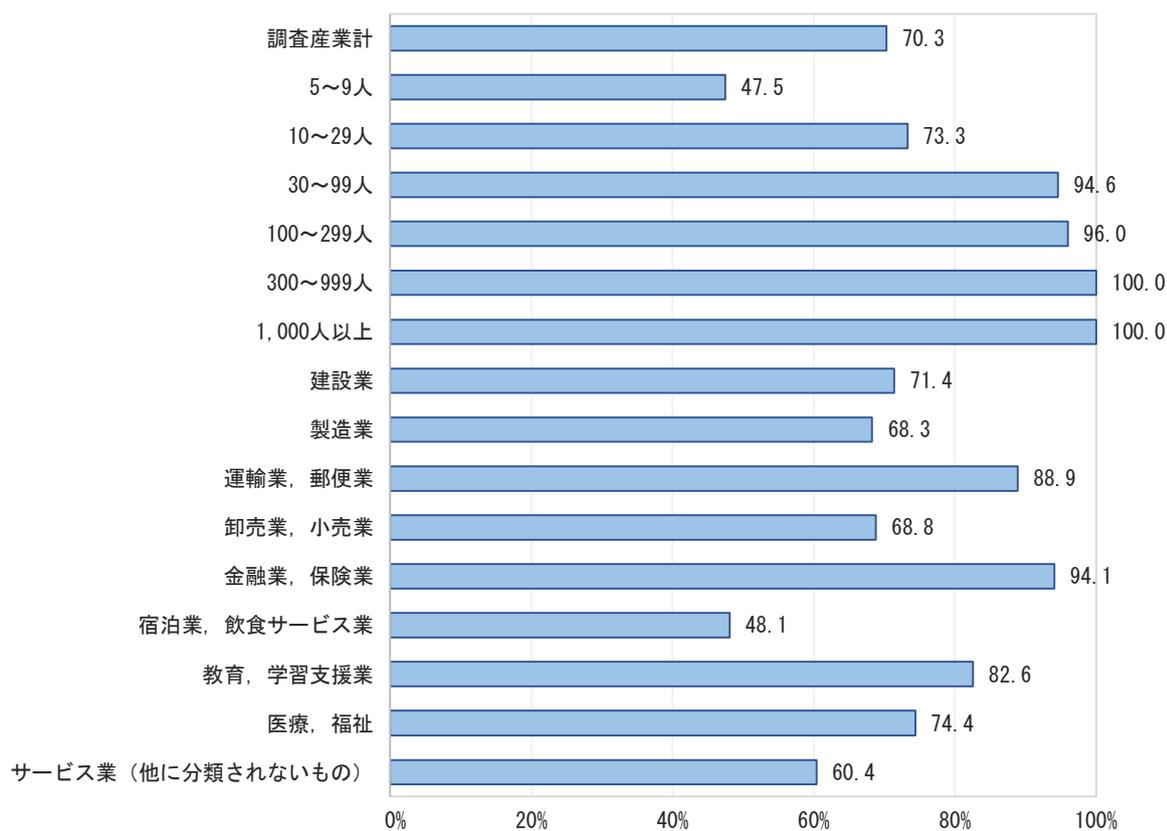
(6) 介護休業制度の規定

①介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」事業所は、70.3%となっている。規模別にみると、300人以上では100%、30人以上では90%以上と高い割合となっている。一方、5人～9人が47.5%となっており、全体の70.3%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、金融業、保険業が94.1%と最も高く、次いで運輸業、郵便業が88.9%となっている。(図30)

図30 介護休業制度の規定状況



※企業規模 300人～999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②介護休業制度の期間

介護休業の規定がある事業所において、介護休業の期間は「通算して 93 日（法定どおり）」が 53.6%で最も高い。一方で「介護休業制度の規定なし」の事業所が 29.1%となっている。（表 4）

表 4 介護休業制度の期間

区分	計	介護休業制度の規定あり							介護休業制度の規定なし	無回答・不明
		期間の最長制限を定めている						期間の制限はなく、必要日数取得できる		
		通算して93日 (法定どおり)	93日を超え 6か月未満	6か月	6か月を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間			
調査産業計	100.0 (468)	53.6 (251)	5.6 (26)	3.0 (14)	0.6 (3)	3.2 (15)	0.9 (4)	3.4 (16)	29.1 (136)	0.6 (3)
5～9人	100.0 (158)	35.4 (56)	3.8 (6)	1.9 (3)	0.0 (0)	3.8 (6)	0.0 (0)	2.5 (4)	51.3 (81)	1.3 (2)
10～29人	100.0 (187)	57.8 (108)	4.3 (8)	2.1 (4)	0.0 (0)	2.1 (4)	1.6 (3)	5.3 (10)	26.2 (49)	0.5 (1)
30～99人	100.0 (93)	67.7 (63)	10.8 (10)	6.5 (6)	2.2 (2)	4.3 (4)	1.1 (1)	2.2 (2)	5.4 (5)	0.0 (0)
100～299人	100.0 (25)	76.0 (19)	8.0 (2)	4.0 (1)	4.0 (1)	4.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.0 (1)	0.0 (0)
300～999人	100.0 (3)	100.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (2)	100.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
建設業	100.0 (28)	50.0 (14)	7.1 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.6 (1)	0.0 (0)	10.7 (3)	28.6 (8)	0.0 (0)
製造業	100.0 (60)	55.0 (33)	3.3 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	1.7 (1)	1.7 (1)	6.7 (4)	30.0 (18)	1.7 (1)
運輸業、郵便業	100.0 (18)	33.3 (6)	16.7 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	33.3 (6)	0.0 (0)	5.6 (1)	11.1 (2)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (80)	56.3 (45)	3.8 (3)	0.0 (0)	1.3 (1)	3.8 (3)	2.5 (2)	1.3 (1)	30.0 (24)	1.3 (1)
金融業、保険業	100.0 (17)	64.7 (11)	11.8 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.8 (2)	5.9 (1)	0.0 (0)	5.9 (1)	0.0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (27)	44.4 (12)	3.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	51.9 (14)	0.0 (0)
教育、学習支援業	100.0 (23)	47.8 (11)	0.0 (0)	21.7 (5)	8.7 (2)	4.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	17.4 (4)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (133)	59.4 (79)	8.3 (11)	1.5 (2)	0.0 (0)	0.8 (1)	0.0 (0)	4.5 (6)	25.6 (34)	0.0 (0)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0 (48)	58.3 (28)	0.0 (0)	2.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	39.6 (19)	0.0 (0)

※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

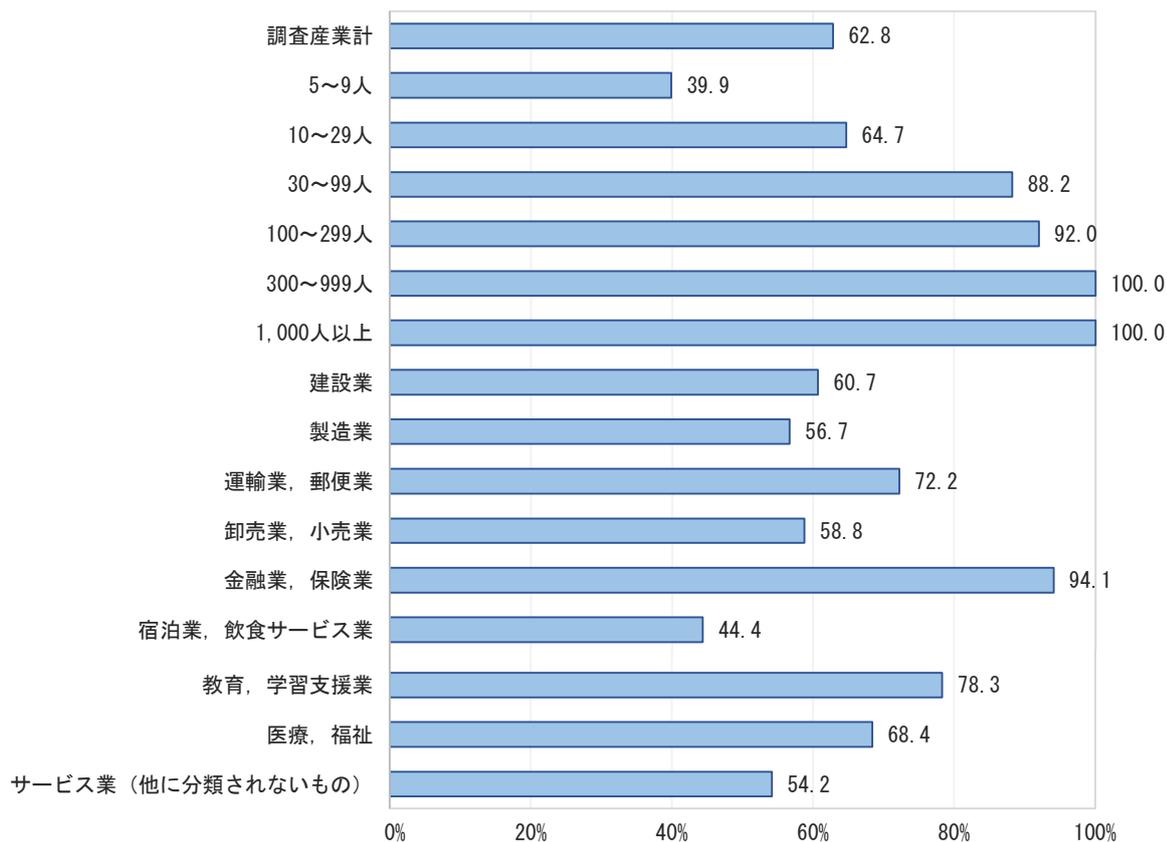
(7) 子の看護休暇の規定

①子の看護休暇の規定状況

子の看護休暇の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」事業所は、62.8%となっている。規模別にみると、300人以上は100%、次いで100~299人が92.0%となっている。一方、5人~9人が39.9%となっており、全体の62.8%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、金融業、保険業が94.1%と最も高くなっている。(図31)

図31 子の看護休暇の規定状況



※企業規模 300人~999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

②子の看護休暇の期間

子の看護休暇の規定がある事業所において、看護休暇の期間は「小学校就学の始期に達するまで」が53.2%で最も高い。一方で「子の看護休暇の規定なし」の事業所が35.5%となっている。(表5)

表5 子の看護休暇の期間

区分	計	子の看護の規定あり	子の看護休暇の規定あり				子の看護休暇の規定なし	無回答・不明
			小学校就学の始期に達するまで	小学校入学から小学校3年生まで	小学校4年生から小学校卒業まで	小学校卒業以降も対象		
調査産業計	100.0 (468)	62.8 (294)	53.2 (249)	2.1 (10)	6.0 (28)	1.5 (7)	35.5 (166)	1.7 (8)
5~9人	100.0 (158)	39.9 (63)	31.6 (50)	3.2 (5)	3.2 (5)	1.9 (3)	58.2 (92)	1.9 (3)
10~29人	100.0 (187)	64.7 (121)	58.3 (109)	0.5 (1)	4.8 (9)	1.1 (2)	32.6 (61)	2.7 (5)
30~99人	100.0 (93)	88.2 (82)	77.4 (72)	2.2 (2)	6.5 (6)	2.2 (2)	11.8 (11)	0.0 (0)
100~299人	100.0 (25)	92.0 (23)	56.0 (14)	8.0 (2)	28.0 (7)	0.0 (0)	8.0 (2)	0.0 (0)
300~999人	100.0 (3)	100.0 (3)	66.7 (2)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (2)	100.0 (2)	100.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
建設業	100.0 (28)	60.7 (17)	53.6 (15)	3.6 (1)	0.0 (0)	3.6 (1)	39.3 (11)	0.0 (0)
製造業	100.0 (60)	56.7 (34)	48.3 (29)	3.3 (2)	5.0 (3)	0.0 (0)	41.7 (25)	1.7 (1)
運輸業、郵便業	100.0 (18)	72.2 (13)	55.6 (10)	0.0 (0)	16.7 (3)	0.0 (0)	27.8 (5)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (80)	58.8 (47)	53.8 (43)	1.3 (1)	2.5 (2)	1.3 (1)	38.8 (31)	2.5 (2)
金融業、保険業	100.0 (17)	94.1 (16)	58.8 (10)	5.9 (1)	23.5 (4)	5.9 (1)	5.9 (1)	0.0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (27)	44.4 (12)	40.7 (11)	3.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	51.9 (14)	3.7 (1)
教育、学習支援業	100.0 (23)	78.3 (18)	52.2 (12)	0.0 (0)	21.7 (5)	4.3 (1)	21.7 (5)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (133)	68.4 (91)	61.7 (82)	2.3 (3)	2.3 (3)	2.3 (3)	30.8 (41)	0.8 (1)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0 (48)	54.2 (26)	50.0 (24)	0.0 (0)	4.2 (2)	0.0 (0)	43.8 (21)	2.1 (1)

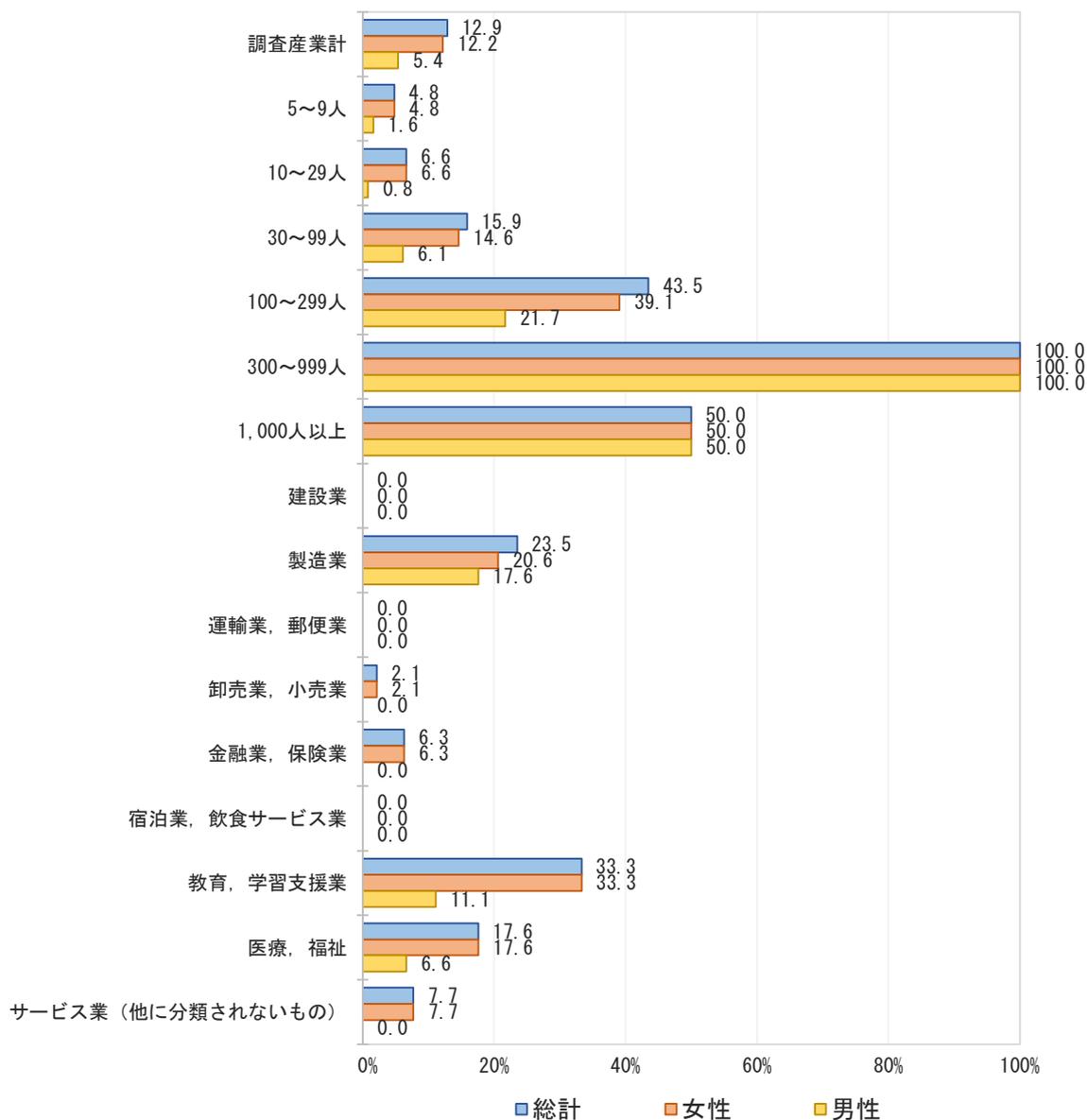
※企業規模 300人~999人、1,000人以上はサンプル数が10以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が10以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛

③子の看護休暇取得者の有無別事業所割合

令和4年8月1日から令和5年8月1日までの1年間に、子の看護休暇取得者がいた事業所の割合は12.9%（女性12.2%、男性5.4%）となっている。（図32）

図32 子の看護休暇取得者の有無別事業所割合



※企業規模 300 人～999 人、1,000 人以上はサンプル数が 10 以下のため誤差が大きいことに留意が必要

※サンプル数が 10 以下の業種については、誤差が大きいと思われるので割愛